

沖縄県漁業調整規則での禁止事項



禁止期間 シャコガイ類(6月1日から8月31日まで)
イセエビ類(4月1日から6月30日まで)

体長制限 イセエビ類(体長18cm以下)、ヒメジャコ(殻長8cm以下)、シャコウ(殻長15cm以下)
ヒレジャコ(殻長20cm以下)、ヒレナシジャコ(殻長30cm以下)
チョウセンサザエ(口径3cm以下)、ヤコウガイ(口径6cm以下)、タカセガイ(殻の短径6cm以下)
ヒロセガイ(殻の短径6cm以下)、クロチョウガイ(殻高10cm以下)、マベガイ(殻高10cm以下)
エラブウナギ(体長60cm以下)、ウナギ(体長10cm以下)

これを守らないと、沖縄県漁業調整規則違反として10万円以下の罰金と6ヶ月以下の懲役を合わせた罪に問われる場合があります。

捕らないでください!
漁業者からのお願いです!



遊漁船業者登録をしている船には、このような表記がされています。

ため漁業をしています。漁業権については地域ごとに対象種類が違うので、一般の人が遊漁を行う際は地元漁業協同組合に遊漁ルールについて確認してください。遊漁を楽しむには漁業者の立場を理解し、ルールをしっかり守る必要があります。

水産動植物によって捕ってはいけない時期や、決められた大きさになるまで捕ることを禁じられているものがあります。漁業者はこれらの規則に加え、地域独自のルールを作り、沖縄の海の貴重な水産資源を守る取り組みを行っています。

また、一般の人漁業者ともに捕ることを禁じられているものとして造礁サンゴ類やウミガメの卵があるなど、水産動植物を捕ることについては様々な制限があります。私たちが知っておく必要があります。

「海」は大事な資源であるとともに、私たちに食料を提供してくれる場所でもあります。私たちが海のルールを守ることで、いつまでも豊かな水産資源を保ち続けることができます。資源には限りがあることを理解し、必要以上に魚介類を捕ることは避けましょう。

安全な船で釣りを楽しむ

釣り船は遊漁船業者として県へ登録する必要があります。遊漁船業者として登録している船は損害賠償保険に加入しており、乗員の安全を確保するための遊漁船業務主任者が乗船するように義務づけられています。

釣り船で安全に釣りを楽しむには、その船がきちんと遊漁船業者として登録されたものかどうか、船体表記を確認してから利用するようにしてください。

また、沖合に設置された浮魚礁(パヤオ)は、沖縄県漁連や漁協の利用承認を受けた漁業者のみが利用できます。承認ステッカーの表記のある遊漁船業者の船舶を利用するようにしましょう。



- 遊漁時、一般の人が行ってもよいこと
 - 手つかみ(熊手なども可)
 - 釣り(集魚灯などの照明器は使えません)
 - 素潜り(シヌノーケリングも可)
 - やす、は貝(発射装置を有するものは使えません)
 - 投網(船では使えません)
 - たも網、さで網
- 遊漁時、一般の人が使ってはいけない漁具
 - ×網漁具(刺し網、カニカゴなど)
 - ×水中銃
 - ×潜水器(スキューバダイビング装備など)

これらは、許可を受けた漁業者などに使用が認められている漁具であり、一般の方が遊漁で使用すると罰せられます。例としてマリンドライビングでは、潜水中に水産動植物を捕ることは禁じられています。また、水中銃でなくても、モリ類のようにゴムの弾力などで手元から飛び出す使い方はできません。

海の水産資源を持続的に利用するために

漁業者は「漁業権」という権利により、私たちに水産物を提供する



海では遊漁のルールを守りましょう

沖縄に住む私たちにとって海はいつも身近な存在であり、古来より海の恵みの恩恵を受けてきましたが、最近は水産資源が減少し、新鮮な魚介類が捕れにくくなっていきます。潮干狩りや釣りなどの遊漁では、私たちが守らなければならないルールがあります。沖縄の美しい海や水産資源を大切にするためにルールを知っておきましょう。

遊漁で気をつけるべきこと

最近では以前と比べて魚や貝など海の生き物が減ってきています。原因は様々ですが、水産資源や海の生き物を保護するため、国や県では法令や地域のルールなどで遊漁時の漁具や漁法を制限したり、禁漁期間などの約束事を決めています。